

トラック・物流Gメンの取り組みについて

第15回トラック輸送における取引環境・労働時間改善愛媛県地方協議会

令和7年3月13日

国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局

- 令和5年7月に発足したトラックGメンは、これまでに荷主等に対して1,000件超の是正指導を行うなど、着実に成果を挙げてきている。
- 他方で、荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために倉庫業者からの意見聴取や情報収集も必要な状況。
- また、荷主による買ったたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、荷主と倉庫業者との間の取引環境適正化が課題。
- このような状況を踏まえ、トラックGメンの改組及び拡充を行い、荷主等に向けた対策の実効性を更に高める。

概要

<トラックGメンの改組>

- ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適性化を図る観点から、倉庫業を含めた「トラック・物流Gメン」に改組し、倉庫業者からも情報収集

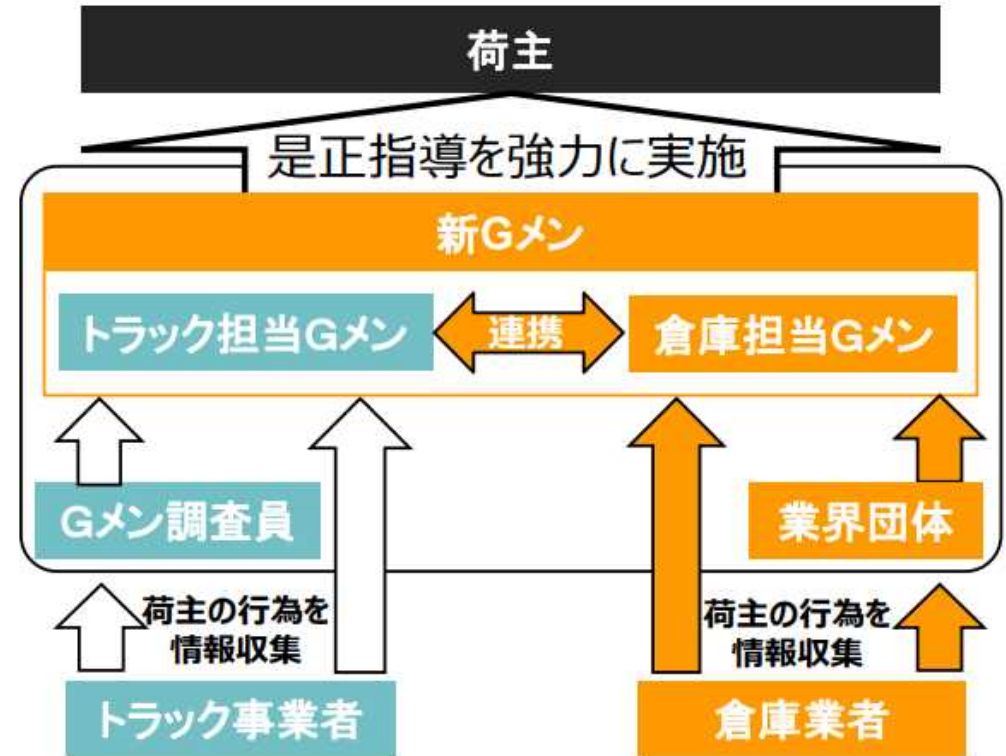
<体制の拡充> 従来の162名に、

- ・国交省の物流担当職員（本省・各地方運輸局等）から29名
 - ・各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」166名
- を追加し、総勢360名規模で対応

- 11月1日 新体制始動
- 11月～12月 集中監視月間

参考 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（衆・国交委）
物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすること

業務フローのイメージ



違反原因行為に係る実態調査の結果（概要）

◆昨年9～10月にかけて、全トラック事業者を対象にした調査結果は、以下のとおり。

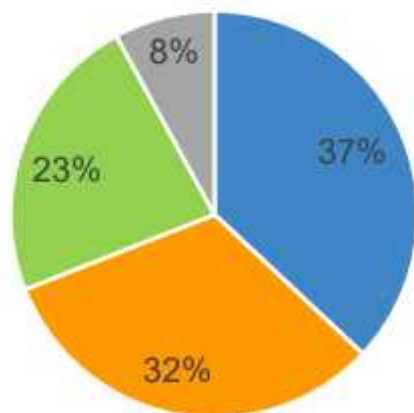
○調査対象事業者数：**62,848者**（R5:63,251者）

○回答数：**24,159件**（R5:23,840件） ※同一事業者からの複数回答を含む。

うち、違反原因行為があったと回答した件数：**3,308件**（R5:4,441件）

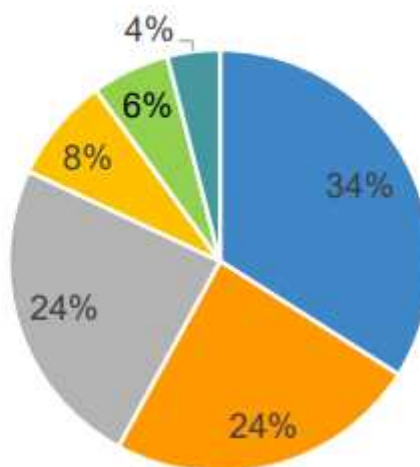
○昨年調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少したが、昨年同様に輸送品目別では、「**食品**」の割合が一番高くなっている。

違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



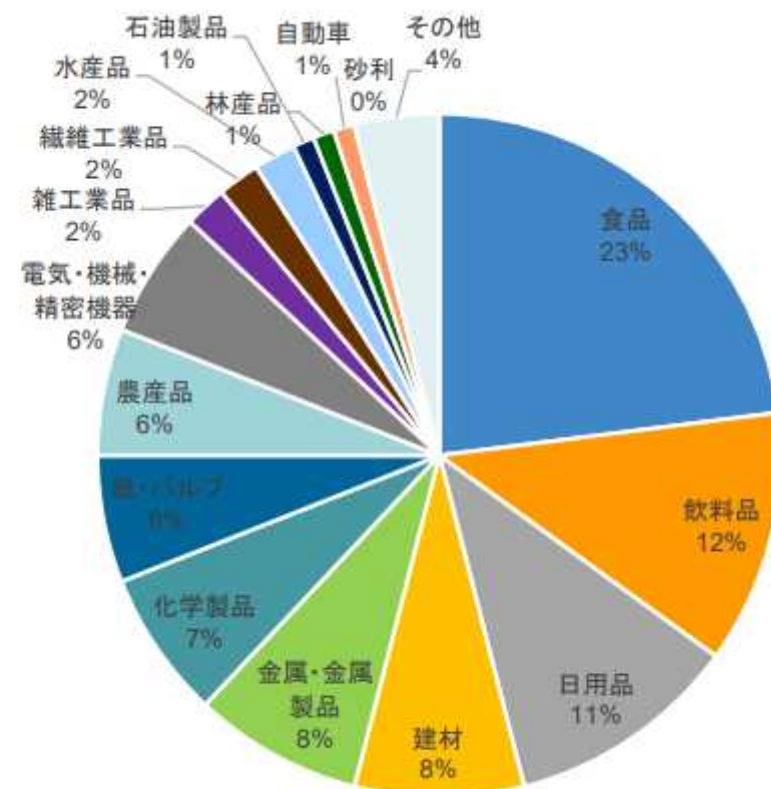
- 発荷主(元請運送事業者は含まない)
- 元請運送事業者(利用運送事業者含む)
- 着荷主
- その他(倉庫事業者等)

違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 運賃・料金の不当な据置き
- 契約にない附帯業務
- 異常気象時の運行指示
- 無理な運送依頼
- 過積載運行の要求

違反原因行為ありの回答における輸送物品（複数回答）



違反原因行為に係る実態調査の結果（主な傾向）

- ◆回答のあったトラック事業者のうち、Gメンの活動を認知している割合は約78%となっている。
- ◆違反原因行為の実態調査を基にGメンが追加でトラック事業者から詳細情報を収集したところ、違反原因行為の上位3位では、下記のような傾向があった。
- ◆一方、違反原因行為があると回答したトラック事業者のうち、匿名で連絡が取れないもの（約24%）、Gメンによる追加調査を希望しないもの（約32%）、是正指導に活用を望まないもの等（約9%）※があり、是正指導に至らない事案も多く、今後ともGメン活動に対するトラック事業者の理解と協力を得ていくことが重要。※重複あり

長時間の荷待ち

- ・荷主から到着時間の指定があった割合は約53%。
- ・1～2時間の荷待ち（荷役を含まず）が最も多く、次が2～3時間、3時間超の順となっている。
- ・トラック事業者からは、「待機時間解消のために予約システムを導入されたが、予約できる時間が限られており予約が取れない。」、「リフトマンが不足しており、バースに着いても荷役が始まらない。」、「オーダーの早期化を着荷主に依頼している。」といった声が多く聞かれた。
- ・他方、運送会社の都合による荷待ち（「予約をしていない」「予約時間よりも早く到着した」等）への指摘もあった。

運賃・料金の不当な据置き

- ・金額を書面で提示したうえ、運賃交渉している割合は約62%。
- ・トラック事業者が提示した根拠で主なものは、「自社原価（標準的運賃を基礎としたものを含む）」。
- ・交渉したが一方的に決定した価格を押し付けられ、希望する値上げ等に至らなかったという案件が多い。
- ・元請に交渉したところ、新荷主が値上げに応じてくれないことを理由に据え置かれたという案件もあった。

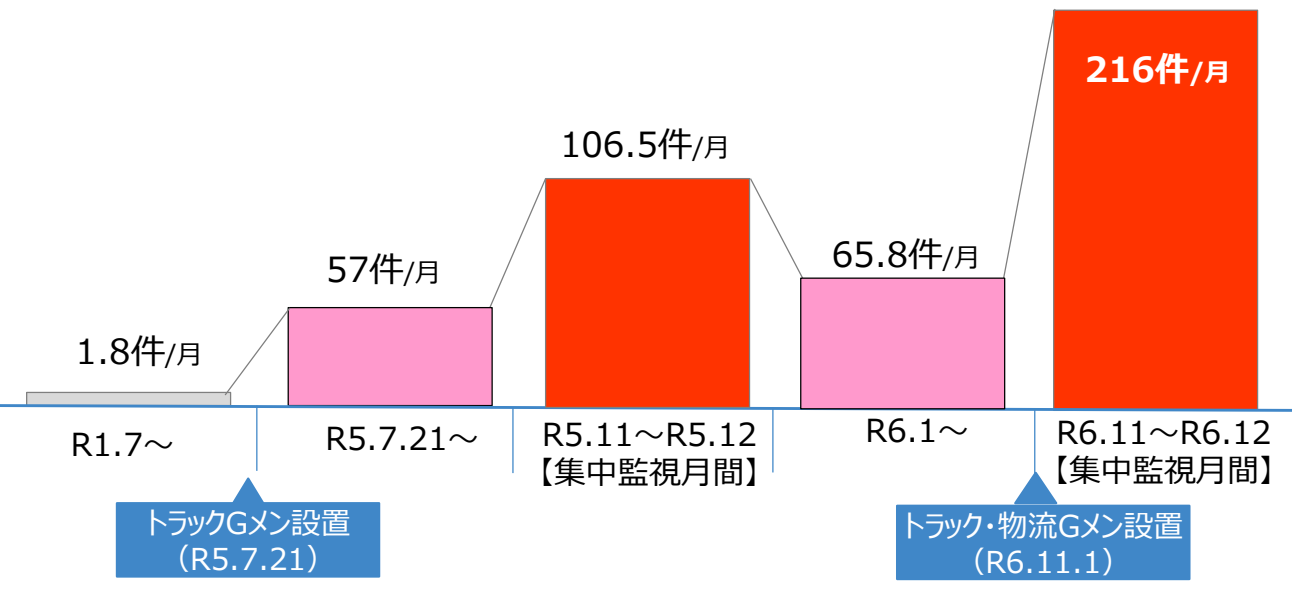
契約にない附帯業務

- ・契約にない附帯業務の種類として「荷物の仕分け作業」と回答したものの割合が一番高かった（約24%）。
- ・トラック事業者からは「昔の商慣習によるものであり、やめることを言い出しにくい。」との声が多く聞かれた。
- ・「配送先で指示された附帯業務について発荷主に確認したところ、やらなくてもいいと言われ着荷主と認識が異なっている。」という案件もあった。

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、全国162名体制の「トラックGメン」を設置（令和5年7月）。
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充。
- 令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、「勧告」（2件）を実施（令和7年1月30日）したほか、「働きかけ」（423件）、「要請」（7件）による是正指導を徹底。

トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



働きかけ等の実施件数（R6.11～R6.12）

- 勧告 : 2件（荷主1、その他1）
 - 要請 : 7件（荷主4、元請2、その他1）
 - 働きかけ : 423件（荷主304、元請104、その他15）
- ⇒ 2ヶ月間で計432件の法的措置を実施

Gメン調査員からの情報提供

- 運輸支局にR6.12.28までに計115件の通知あり

倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

集中監視月間に四国運輸局で実施した主な取り組み

①違反原因行為をしている荷主・元請に対する法的措置（要請・働きかけ）

令和6年11月～12月 24件 12.0件/月

参考：令和6年4月～10月 34件 4.85件/月

②働きかけ済み事業者に対する国土交通省本省及び運輸支局と連携したフォローアップ

③中国運輸局のトラック・物流Gメンとの合同パトロール及びオンライン説明会の開催

法的措置を実施済みの香川県内の物流拠点を中心にアポなしで実施し、改善状況等を確認
 合同パトロール及び四国の物流・トラックGメンの活動状況を報告
 428名が参加

④高速道路SA・PAでのドライバーヒアリング

R6.12.2 豊浜SA・府中湖PA(香川県)で実施

R6.12.16 石鎚山SA・入野PA・上分PA(愛媛県)で実施

※愛媛県では、Gメン調査員も参加

⑤「過積載の根絶街頭キャンペーン」に併せて、ドライバーへトラック・物流Gメンの周知活動

四国全県で実施



集中監視月間に全国で実施した主な周知啓発活動

物流センター前で荷待ち状況のパトロール



ドライバーへの周知チラシ配布、ヒアリングの実施（Gメン調査員も同行）



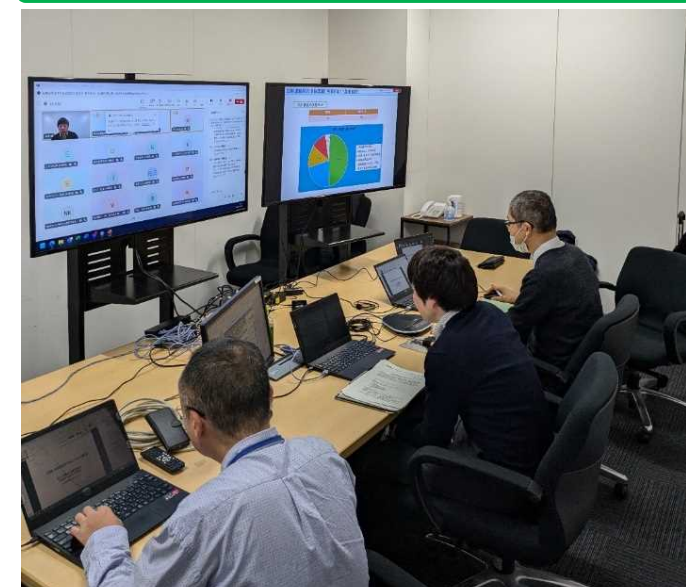
倉庫事業者へ悪質な荷主の情報ヒアリング
（トラック担当、倉庫担当Gメンが合同で実施）



経済産業局、県と合同の
荷主への啓発活動

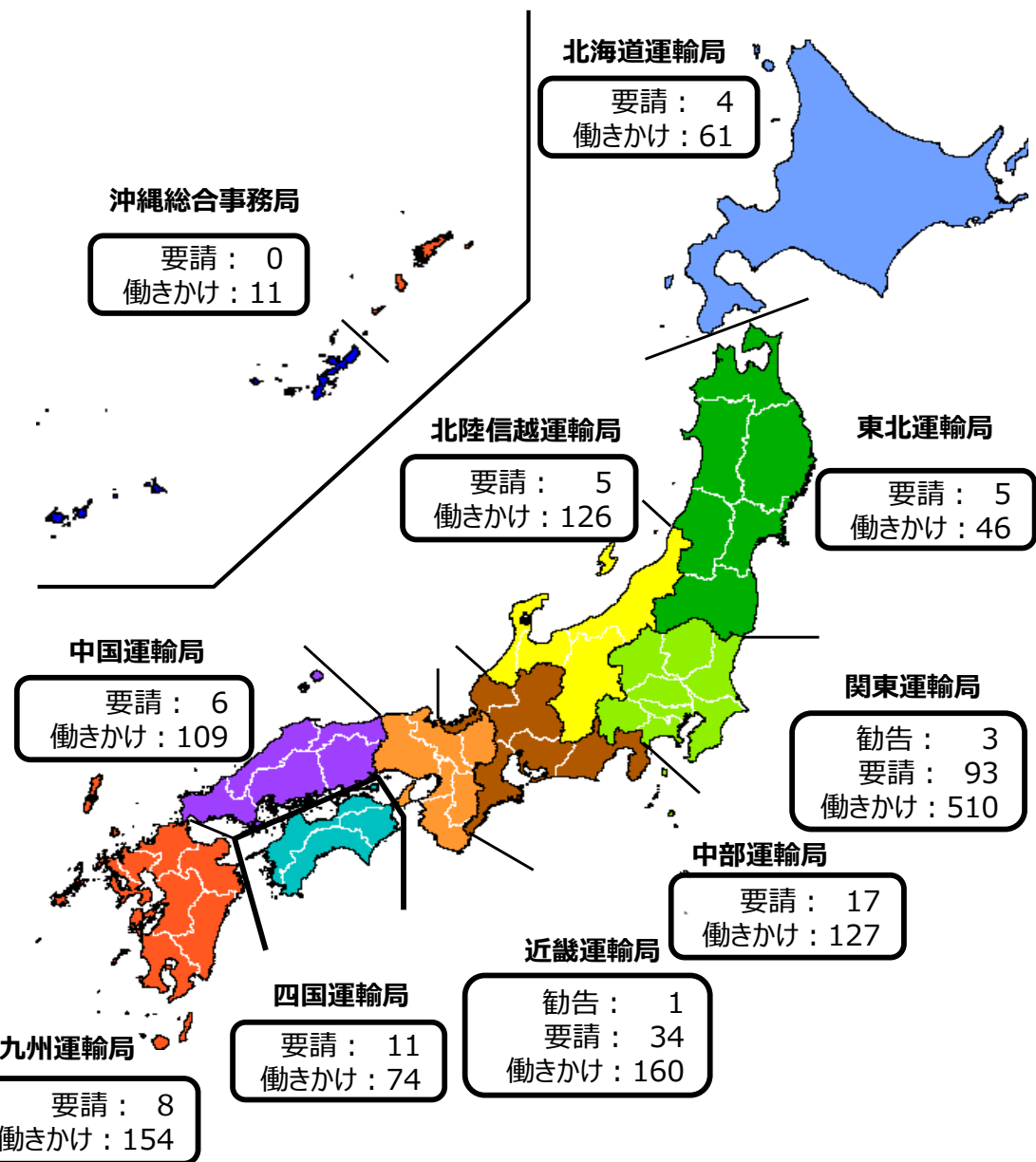


トラック法改正やGメン活動の紹介
をするオンライン説明会の開催



トラック・物流Gメンの累計実績(令和6年12月末時点)

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7~R6.12



働きかけ等の累計実施件数 (R1.7~R6.12)

- 勧告 : 4件 (荷主2、元請1、その他1)
- 要請 : 183件 (荷主94、元請83、その他6)
- 働きかけ : 1,378件
(荷主942、元請399、その他37)

⇒ 計1,565件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (48%)
- 契約にない附帯業務 (20%)
- 運賃・料金の不当な据置き (16%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)